

議会のしおり

みなさんと議会



第17期
中川村議会

は じ め に

議会は、村民のみなさんから選ばれた議員が、村民を代表して中川村をより快適にすみやすい村にするために活動しているところです。

議会のしくみや仕事がみなさんによく知られているかという、よくわからない、知らないというのが実情かと思います。

この冊子をご覧になって、少しでも議会がどういうものであるか知っていただければ幸いです。

令和 6 年 4 月

中川村議会

議会の役割

1 議 会

地方公共団体には、その議決機関として住民が選んだ議員によって構成される議会が置かれています。（憲法第93条【地方公共団体の機関】、地方自治法第89条【議会の設置】）

私たちが毎日生活していくために必要な道路の整備、飲料水の供給、ゴミの処理、子供たちが通う学校の運営、災害等から私たちを守る消防や健康指導する保健センターの運営などは、すべて村の仕事です。この他にも村の仕事はたくさんあります。

これら村の仕事については村民がみんなで考えて自分たちで決めればいいのですが、現実問題としてあらゆる方面にわたる事柄を村民全部で行っていくことは困難です。

そこで、私たちは選挙によって村民の代表である議員を選びます。この選挙によって選ばれた議員が集まり、村民生活の中でいろいろな問題の解決策を考えたり、村の予算や条例（きまり）を決めたりします。これが議会です。つまり、議会は、私たち村民の一番身近な問題を私たちの代わりに審査し、決めるところであるといえます。

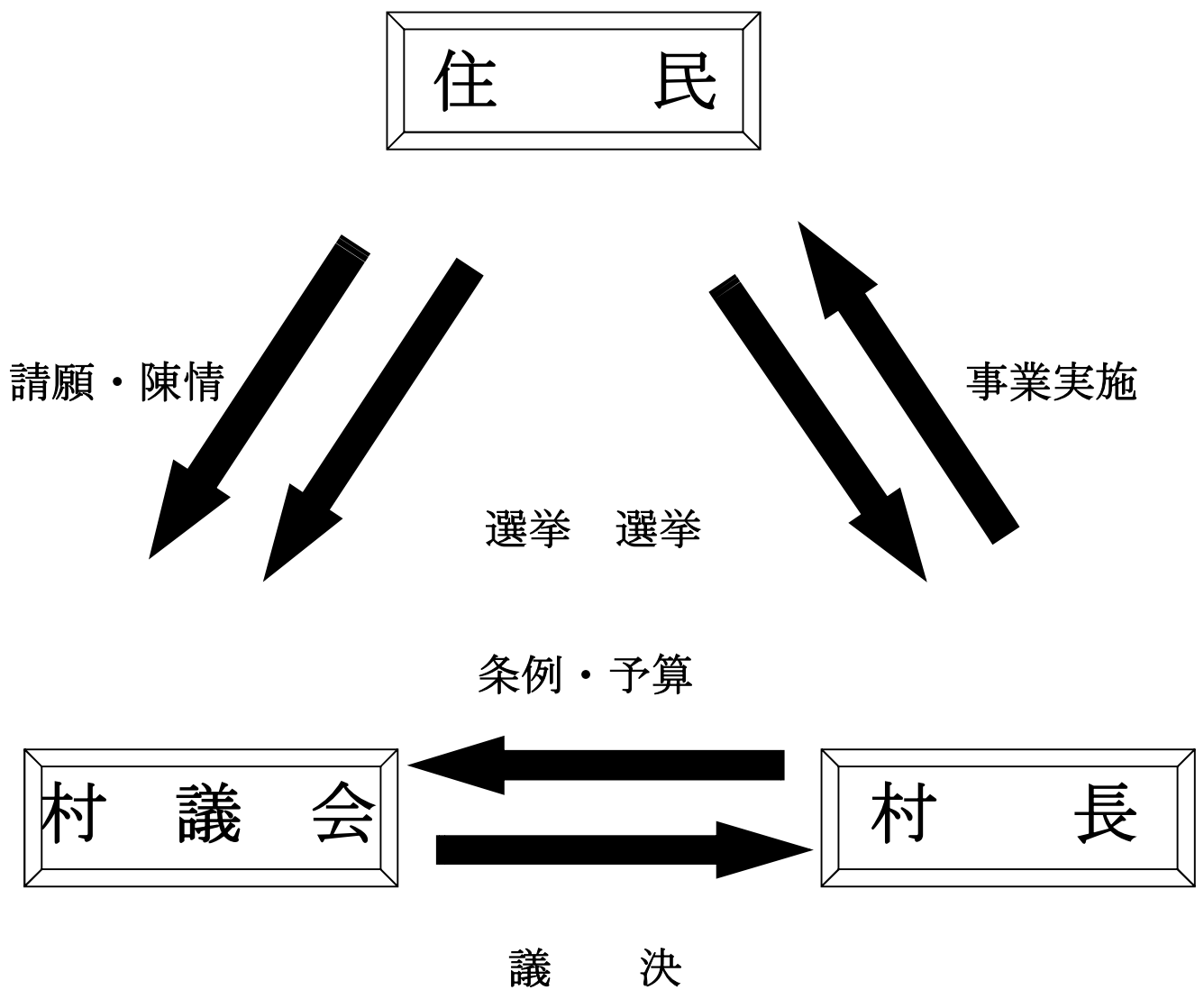
2 議会と村長

議会は、村政を進めていくうえで大切な事柄を決める議決機関です。一方、実際の村政を進めていくのは村長で、こちらは執行機関といいます。

たとえば、村長が新しい事業を行いたいということで予算を提案しても、議会の議決がなければ執行することができません。議会と村長の関係は、よく車の両輪にたとえられます。

片方の車輪が動かなくなると、車はうまく前に進むことができなくなります。両者はお互いに独立した立場にあって協力しながら、よりよい村政を進めるようにしています。

村民と村長及び議会との関係図



議会のしくみ

1 議会議員

- 議会は、村民の選挙によって選ばれた議員によって構成されています。
(憲法第93条第2項【地方公共団体の機関】)
- 日本国民で3ヶ月以上村内に住所のある18歳以上の人であればだれでも選挙をする権利があります。
(地方自治法第18条【選挙権】)
- 議会議員の選挙には、満25歳以上の村民で選挙権のある人であれば、だれでも立候補することができます。
(地方自治法第19条【被選挙権】)
- 選挙に当選して議員になると、4年間の議員としての活動期間となります。
(地方自治法第93条【議員の任期】)
- 議会議員になると、他の議会の議員を兼ねたり、村の理事者になったりすることはできません。
(地方自治法第92条の2【議員の兼職の禁止】)
- 議員の定数は、市町村の条例で決められています。
(地方自治法第91条【市町村議会の議員の定数】)
- 中川村の議員の定数は10人です。
(中川村議会議員定数条例)

2 議長と副議長

- 議長は、議会の活動を主宰し、議会を代表する者で、議会構成上欠くことのできない重要な地位にあります。従って、「会議のときには議場の秩序を保つこと」、「議事を順序よく進めること」、「議会の事務を処理すること」また議会を代表する権限が与えられています。
(地方自治法第104条【議長の権限】)
- 副議長は、議長が事故などで不在のとき、又は欠けたときに議長の代わりを務めます。
(地方自治法第106条【議長の代理】)
- 議長、副議長ともに議員の中から、議員による選挙によって選ばれます。
(地方自治法第103条【議長及び副議長】)

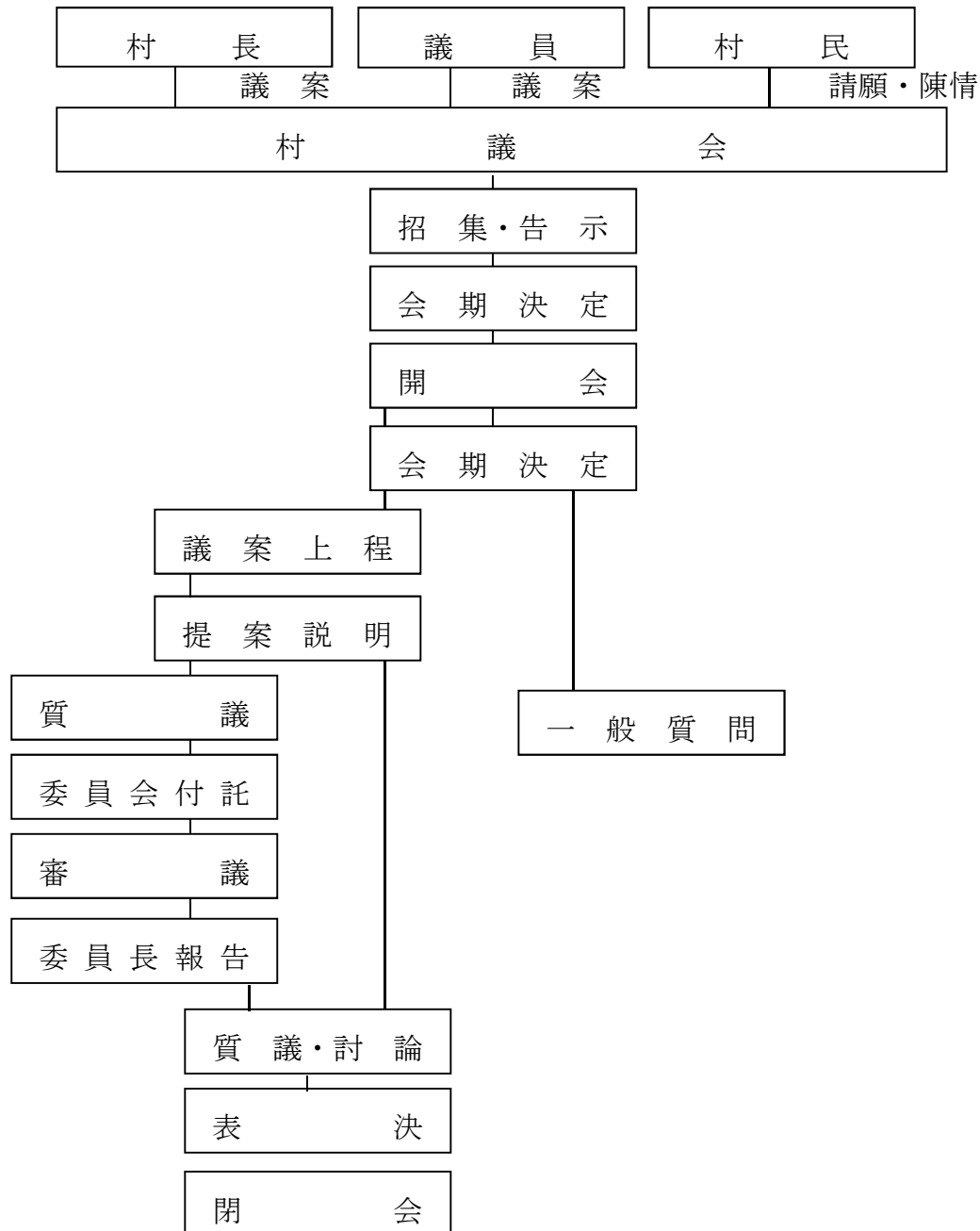
議会のしごと

議会は、村政を進めていくうえで重要なことがら、つまり「中川村の意志」を決定するところです。ほかに議長や副議長の選挙など議会内部のものを決めることがあります。このように議会が意志を決定することを議決といいます。

議員が意志を表明する行為を表決（※採決）といいます。表決する方法には投票、起立、挙手のほかに、簡易表決といって「異議なし」ということだけで決める方法等があります。

（※「採決」は、表決と同じ意味のことをいい、議長の側からみた用語のことです。）

議会（定例会）に出された議案などは、開会から閉会までの会期中におよそ次のような順序で審議が行われます。



2 村議会が議決する主な事項（地方自治法第96条【議決事件】）

地方自治法第96条第1項関係

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。
- 4 地方税の賦課徴収・分担金・使用料又は手数料の徴収に関すること。
- 5 条例で定める重要な契約を締結すること。
- 6 財産の交換・出資・支払手段としての使用し、又は適正な対価でなく譲渡・貸付けること。
- 7 不動産を信託すること。
- 8 条例で定める重要な財産の取得・処分をすること。
- 9 負担付きの寄附・贈与を受けること。
- 10 権利を放棄すること。
- 11 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用をさせること。
- 12 村が当事者である審査請求・不服申立て・訴えの提訴・和解・斡旋・調定・仲裁に関すること。
- 13 損害賠償の額を定めること。
- 14 村内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 15 その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項。

地方自治法第96条第2項関係

- 1 上記のほか、条例で定める事項

3 村政のチェック

村の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的に行われているかどうかチェックすることも議会の大切な仕事です。

また、本会議場で一般質問を行って政策について建設的立場で論議を行うことも、その方法の1つです。

その他、村の事務について調査することができますが、この場合は、重要なことがらなので議決しなければ行うことができません。（地方自治法第100条【調査権】）

4 意見書・要望書の提出

村民生活に重要なことがらであっても、それが国や県の仕事であって村の力だけでは解決できないこともあります。

このようなときには、村議会から関係機関に対して意見書や要望書を提出して積極的な解決を求めます。（地方自治法第99条【意見書提出権】）

会議のあらまし

1 議会の開催

- ・ 議会は、村長が期日を決めて招集します。（地方自治法第101条第1項【召集】）
- ・ 議会の会議は、**定例会**と**臨時会**があり、定例会は年4回開かれます。
（3月・6月・9月・12月） 一方、臨時会は必要に応じて開かれます。
（地方自治法第102条【定例会・臨時会及び会期】）
- ・ 臨時会は、議長も必要がある場合は召集を請求することもできます。
また、議員も定数4分の1以上であれば召集を請求することができます。
（地方自治法第101条第2・3項【召集】～平成18年法改正）
- ・ 議会の活動は、定められた期間に限られていて、この期間を会期といいます。
- ・ 議会は、開会の日から会期が始まり、会期の満了によって閉会となります。
- ・ 議会の会期の延長や会議の閉会に関することは、議会が決めます。
（地方自治法第102条【定例会・臨時会及び会期】）

定例会と臨時会

定例会	① 付議事件の有無を問わず招集される。 ② 毎年4回以内、条例で定める回数招集される。 （3月・6月・9月・12月に召集）
臨時会	① 原則として告示された付議事件以外は取り扱わない。 ② 臨時会の開会中の急施事件についてはただちに付議することができる。 ③ 議員定数の4分の1以上の者から長に召集の請求をすることができる。 また、長が召集しない場合は、議長が臨時会を召集することができる。

2 会議の主な原則

議会は、その目的を達成するために、いくつかの規則や慣習に基づいて運営されております。これを会議規則といいます。

主な原則には次のものがあります。

議会公開の原則	・ 特別に秘密会の議決をしない限り、公開しなければならない。 (地方自治法第115条【議事の公開原則及び秘密会】)
定足数の原則	・ 定数の半数以上の出席がないと開催できない。 (地方自治法第113条【定足数】) ※議員の3分の2 又は4分の3以上必要な場合もある。
過半数の原則	・ 議決するには、出席している議員の半数を超える数が必要。 可否同数の場合は、議長が決める。 (地方自治法第116条【表決】) ※3分の2、4分の3以上の数が必要な場合もある。
議員平等の原則	・ 議会の構成員である議員は、議員の経験年数等に関係なく、発言権、表決権、選挙権等議員に認められている権限はすべて平等なものとして取り扱われる。
一事不再議の原則	・ 一旦議決した同一の議題については、その会期中は再び議題にしない。(慣習)
会期不継続の原則	・ その会期に議決にならなかった事件は、次の会期に持ち越せない。継続するときは、それを議決しなければならない。 (地方自治法第119条【会議不継続の原則】)

3 会議の進行順序

議員全員が議場に集まって会議をするのが本会議です。初日の本会議では、まず、会期を何日間にするかを決めます。そして議案が上程されて、案件により、本会議で審議するものを除き、委員会で実質的な審査が行われます。これを「委員会に付託する」といいます。

委員会では、付託された議案や請願などを審査して、その結果を後日委員長が本会議において報告をして、報告に対する質疑・討論を行った後に採決を行います。

4 委員会

議案に対する最終決定となる採決は、本会議で行われますが、議案や請願・陳情の審査についてはその数も多く、内容がいろいろな分野にわたり複雑になるため、この審査を行うのには、全員で行うよりもいくつかの部門に分けて詳しく審査した方が効果的です。そのために各部門別に委員会が設けられています。

委員会には、常時設置されている常任委員会（地方自治法第109条）と必要に応じて設置される特別委員会（地方自治法第110条）の2種類があります。

この他に議会運営委員会があり、これは平成3年4月の地方自治法の改正により、条例で置くことができることとなり、当議会では、平成3年9月に設置をしました。

中川村議会に置かれている委員会・会議

常 任 委 員 会	総務経済委員会（5人） 厚生文教委員会（5人） 議会広報委員会（5人）
議会運営委員会	議会運営委員会（5人）
特 別 委 員 会	予算委員会（10人） 決算委員会（10人）
そ の 他 会 議	議会全員協議会・常任委員会協議会・委員長会

○各委員会の所管する事務

常 任 委 員 会	総務経済委員会	・総務課、住民税務課、産業振興課、建設環境課、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び会計に関する事務 ・他の常任委員会の所管に属さない事務
	厚生文教委員会	・保健福祉課、教育委員会に関する事務
	議会広報委員会	・議会広報誌の発行、議会ホームページの管理等
議会運営委員会		・議会の運営に関する事項（会期日程・審議方法や請願等の扱い等議会運営に必要な事項について協議する。） ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議長の諮問に関する事項

みなさんと議会

1 議会の傍聴

- ・本会議は、公開されており、どなたでも傍聴することができます。議会傍聴は議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひお出かけください。
(地方自治法第115条第1項【議事の公開原則】)
- ・傍聴を希望される方は、議会事務局（役場2階）で受付をお願いします。
(中川村役場議場の傍聴席は、一席50席、報道関係4席があります。)
- ・議会日程の概略はCATVでもお知らせしますが、日程等が変わることがありますので議会事務局へお問い合わせください。
- ・傍聴する際は、飲食や拍手の禁止など守っていただく事項がありますので決まりを守るようお願いいたします。
- ・委員会を傍聴するときは、委員会の許可が必要ですので、事前にお問い合わせください。

2 中川村議会議員名簿

第17期議員（任期R4. 8. 24～R8. 8. 23）

（令和6年4月1日現在）

議席 番号	氏 名	住 所	地 区	T E L	所属委員会	党 派	備 考
1	片桐 邦 俊	中川村葛島 182番地	葛 北	88-2455	議会運営委員長 厚生文教 議会広報（副委員長）	無所属	2期目
2	松村 利 宏	中川村片桐 1016番地	南田島	88-3155	総務経済 （委員長）	無所属	2期目
3	中塚礼次郎	中川村片桐 3616番地	中 通	88-2480	副議長 厚生文教	日本共産党	4期目
4	長尾 和 則	中川村片桐 4779番地2	牧ヶ原	88-3453	総務経済 （副委員長） 議会広報（委員長）	無所属	1期目
5	桂川 雅 信	中川村片桐 3952番地1	中 央	080-5509 -0455	厚生文教 （委員長）	無所属	2期目
6	山崎 啓 造	中川村片桐 367番地	南田島	88-3590	厚生文教	無所属	5期目
7	島崎 敏 一	中川村大草 1863番地	美 里	080-5670 -7693	厚生文教 （副委員長） 議会広報	無所属	1期目
8	大島 歩	中川村片桐 3560番地の1	中 通	090-2481 -8539	議会運営副委員長 総務経済 議会広報	無所属	1期目
9	大原 孝 芳	中川村大草 5232番地2	三 共	88-2130	議会運営委員長 総務経済 議会広報	立憲民主党	5期目
10	松澤 文 昭	中川村葛島 2612番地の2	柳 沢	88-2282	議 長 総務経済	無所属	3期目

中川村議会議員構成

第17期議員（任期：R4. 8. 24～R8. 8. 23）



議 長 松澤文昭



副議長 中塚礼次郎

常任委員会

総務経済委員会



委員長
松村利宏



副委員長
長尾和則



大原孝芳



大島 歩



松澤文昭

厚生文教委員会



委員長
桂川雅信



副委員長
島崎敏一



片桐邦俊



山崎啓造



中塚礼次郎

議会広報委員会



委員長
長尾和則



副委員長
片桐邦俊



大原孝芳



大島 歩



島崎敏一

議会運営委員会

委員長
片桐邦俊

副委員長
大島 歩

委員
松村利宏

委員
桂川雅信

委員
中塚礼次郎

議会のしおり

令和6年4月発行

中川村議会

議会事務局 TEL0265-88-3001 内線50

E-mail:gikai@vill.nagano-nakagawa.lg.jp